

県南広域振興局長告示第168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良区の換地計画の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、平成24年11月5日から同年12月3日まで関係書類を縦覧に供する。

平成24年11月2日

県南広域振興局長 田村均次

土地改良区名（所在地）	地区名（工区名）	縦覧書類	縦覧場所
北上川東部土地改良区（奥州市）	母体第2地区	当該決定に係る換地計画書の写し	奥州市役所